

生産性向上・賃上げの取組みを支援します！

# 富山県賃上げサポート補助金

(令和5年4月)

物価高騰等の影響が続く中、県内中小企業等が継続的に賃上げを実施するためには、適正な価格転嫁のもと、DXや省エネ、人への投資等による生産性向上が必要不可欠です。

「富山県賃上げサポート補助金」は、業務改善助成金への上乗せ補助により、県内事業者※の生産性向上・賃上げの取組みを支援します。

※ 業務改善助成金の対象である中小企業・小規模事業者のうち、「富山県賃上げサポート補助金」の対象は「事業規模30人未満の事業者」に限ります。(令和5年4月以降)

## 支援のあらまし

①賃金引上げ



②設備投資等



設備投資等に要した費用の一部を助成

厚生労働省 (富山労働局)

## 業務改善助成金

中小企業・小規模事業者において、

- ①事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
- ②設備投資等

- ・機械設備
- ・コンサルティング導入
- ・人材育成・教育訓練 等

を行った場合に、その費用の一部を助成。

費用の  
9/10

(注1)

費用の  
1/10

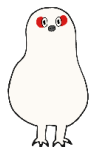
(注2)

## 富山県 賃上げサポート 補助金

事業規模30人未満の事業者を対象に、業務改善助成金の額に上乗せ補助。

(注1) 業務改善助成金の助成率は最大で 9/10 (助成率は賃金引上げの額、対象労働者数等によって異なります。上限額あり)

(注2) 県の補助率は、国の助成率にかかわらず一律1/10 (上限額あり)



詳細は、富山県ホームページをご確認ください。

富山県 賃上げサポート

検索



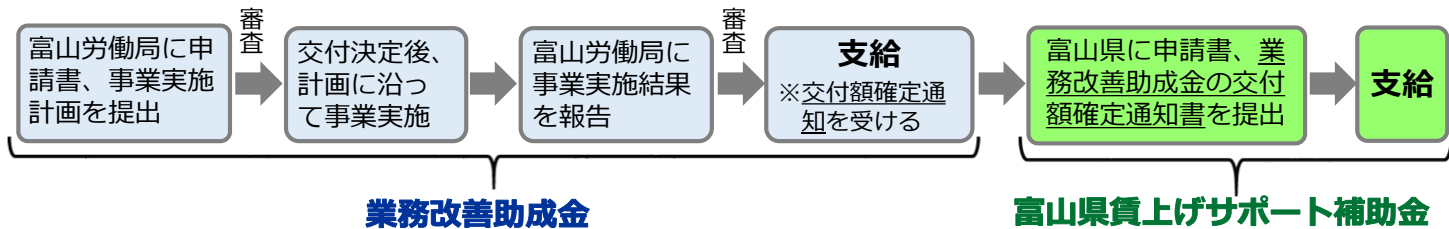
【申請・問い合わせ先】

富山県人材活躍推進センター (富山県賃上げサポート補助金事務局)

〒930-0805 富山市湊入船町9-1 (とやま自遊館2階)

TEL: 076-411-9150 E-mail: hojokin@job-suishin.ne.jp

# 富山県賃上げサポート補助金支給までの流れ



## 補助対象・補助率

補助対象：令和5年4月1日以降に富山労働局に交付申請を行った業務改善助成金であって、令和6年2月28日までに交付額確定通知を受けていること。

補助率：対象費用の **1 / 10**（一律） ※上限額あり（国の助成上限額の **1 / 10**）

## 申請方法

**令和6年3月8日（必着）**までに、所定の申請書類（業務改善助成金の交付額確定通知書等を添付）を富山県人材活躍推進センター（富山県賃上げサポート補助金事務局）に提出してください。

（予算の範囲内で交付するため、申請期限内に受付を終了する場合があります。）

## 業務改善助成金の概要

詳細は、厚生労働省・富山労働局ホームページをご確認ください。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※1	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※1	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※1	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※1	600万円	600万円

## 助成率

870円未満	9 / 10
870円以上 920円未満	4 / 5 (9 / 10)
920円以上	3 / 4 (4 / 5)

（ ）は生産性要件を満たした事業場の場合

## 申請期限

- 申請期限：令和6年1月31日
- 事業完了期限：令和6年2月28日

## 助成対象事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

← 「富山県賃上げサポート補助金」の上乗せの対象

（※1）10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。